



杉並区議会委員会条例の一部を改正する条例

杉並区議会委員会条例（昭和三十一年杉並区条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「収入役室」を「会計管理室」に改める。

第五条第三項中「これを報告し、承認を求めなければならない」を「報告する」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条第一号の改正規定は、平成十九年四月一日から施行する。

（提案理由）

地方自治法の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。

杉並区議会委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例

(常任委員会の名称、委員定数及び所管)

第二条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

一 総務財政委員会 十人

政策経営部、会計管理室、選挙管理委員会及び監査委員に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項

二 五 略

(委員の選任)

第五条 略

2 略

3 前項の規定により委員を指名したときは、議長は、次の会議に報告する。

旧 条 例

(常任委員会の名称、委員定数及び所管)

第二条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

一 総務財政委員会 十人

政策経営部、収入役室、選挙管理委員会及び監査委員に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項

二 五 略

(委員の選任)

第五条 略

2 略

3 前項の規定により委員を指名したときは、議長は、次の会議にこれを報告し、承認を求めなければならない。